

納税証明書交付手数料の 窓口での納付方法が変わりました！

県税事務所、自動車税事務所(支所含む)の窓口でのお支払



納税証明書交付手数料のお支払は、キャッシュレス決済で！

クレジット/デビットカード



電子マネー



コード決済



令和6年1月からは現金でのお支払は金融機関等でのお手続になります。

* 県税事務所等の窓口での現金納付は令和5年12月28日で終了します。

金融機関



コンビニエンスストア



埼玉県収入証紙

- ・ご購入は令和5年12月28日まで
- ・ご利用は令和6年3月29日まで



県の電子申請・届出サービスから、納税証明書の交付請求ができるようになりました。

個人事業税、法人県民税・法人事業税、不動産取得税および自動車税(種別割)の納税証明書が、県の電子申請・届出サービスから交付請求できるようになりました。

電子申請することで、県税事務所等に出向くことなく、郵送で納税証明書を受け取ることができます。

<電子申請できる証明書>

税額の証明、滞納額がないことの証明

<申請できる方>

納税者本人のみ ※代理人による交付請求はできません。

<手数料の納付方法>

クレジットカード決済(Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club)又はPay-easy(ペイジー)

クレジットカードは窓口より多くのブランドを使えます！

詳しくは、県のホームページ「納税証明書について」をご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-nouzeisyoumei-a.html>

問合せ先:埼玉県総務部税務課 納税・管理担当 048-830-7606



※なお、県の税金については、令和6年1月4日以降も現金でお支払いいただけます(自動車税事務所支所を除く)。